

令和5年度
(2023年度)

事業報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公益財団法人 都道府県センター

公益財団法人都道府県センター事業の概況

公益財団法人都道府県センターは、定款に定める当法人の事業目的を達成するため、下記の各事業に取り組んでいる。

1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業

(公益目的事業1)

当事業は、阪神淡路大震災を契機として制定された被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法第66号）に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者に対し支援金を支給し、被災者の生活再建を支援する事業である。

支給額については、平成19年11月の支援法の一部改正により、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とを合わせて、一世帯当たり最大300万円が定額渡し切り方式で支給されることとなっている。

また、令和2年12月の支援法の一部改正により、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加。令和2年7月3日以降に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯にも遡及適用し、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃貸する場合は25万円が支給される仕組みとなっている（金額はいずれも世帯人数が複数の場合）。

支援金は、平成11年4月5日の事業開始以降、令和5年度末までの25年間で、累計304,618世帯に総額539,902,055千円を支給した。

2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業

(公益目的事業2)

当事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金（30億円余）から生ずる運用益及び当該基金の一部取崩しにより、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を支援する事業である。

支援にあたっては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、地方自治の円滑な運営に寄与する事業を助成の対象としている。

3 都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業3及び収益事業1）

当事業は、東京における都道府県の活動拠点としての役割を担う都道府県会館の管理運営を行う事業である。

(1) 公益目的事業

都道府県及び都道府県行政に密接な関係を持つ団体に対し、近隣の相場よりも低廉な価格で事務所を提供するほか、会館の状態を良好に維持するため、各種設備等の修繕工事等を実施している。

また、会館内にある貸会議室については、会館入居者へ優先的に貸出している。

(2) 収益事業

民間業者に対し店舗等のスペースを貸付け、郵便局や飲食店等を設置し、会館入居者や近隣住民の利便性向上を図っている。

また、会館内にある貸会議室については、入居団体が使用していない時間帯に、広く一般に貸出している。

4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業4）

(1) 建物共済事業

当事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等（水力発電用機械を除く）の火災、水災、震災その他の災害の被害を相互救済する共済事業である。

47 都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

(2) 機械損害共済事業

当事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等の水力発電用機械の被害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

5 法人の運営

当法人は、法令及び定款に基づいて理事会及び評議員会を開催し、所要の事項について決議・報告を行っている。

被災者生活再建支援法に基づく自然災害による
被災者の生活再建支援事業（公益目的事業1）

1 被災者生活再建支援金の支給

令和5年度は、総額 5,923,063 千円の被災者生活再建支援金を支給した。内訳は、東日本大震災では 1,350,625 千円、平成 28 年熊本地震では 274,000 千円、令和 2 年 7 月豪雨による災害では 300,625 千円、令和 4 年福島県沖を震源とする地震では 1,144,125 千円、令和 5 年梅雨前線による大雨災害では 589,938 千円、令和 6 年能登半島地震では 1,214,500 千円、それ以外の災害については 1,049,250 千円の支給となっている。

令和5年度に発生した新たな支援法適用災害は、「令和5年石川県能登地方を震源とする地震（石川県珠洲市）」、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害（茨城県取手市、和歌山県海南市・紀美野町・九度山町）」、「令和5年梅雨前線による大雨災害（山口県美祢市、福岡県久留米市・東峰村・広川町、大分県日田市、石川県津幡町、秋田県秋田市・能代市・五城目町）」、「令和5年台風第13号による災害（福島県いわき市、茨城県高萩市・北茨城市、千葉県茂原市・長南町）」「令和6年能登半島地震（石川県、富山県、新潟県）」であり、これらによる支給額は 2,063,563 千円となっている。

2 会議

被災者生活再建支援事業運営委員会

(1) 開催日 令和5年6月7日付け（書面開催）

議 事 被災者生活再建支援事業運営委員会委員長の選任について
令和4年度被災者生活再建支援事業報告（案）及び同事業決算（案）
について

(2) 開催日 令和6年1月19日付け（書面開催）

議 事 令和6年度被災者生活再建支援事業計画（案）及び同事業予算（案）
について

【被災者生活再建支援事業運営委員会委員名簿】

（令和6年3月31日現在）

職	氏名
山形県知事	吉村美栄子
◎ 神奈川県知事	黒岩祐治
石川県知事	馳 浩
福井県知事	杉本達治
山口県知事	村岡嗣政
愛媛県知事	中村時広
佐賀県知事	山口祥義

（◎：委員長）

令和5年度における被災者生活再建支援金の支給状況

(令和6年3月31日現在/単位:円)

災 害 名 称	都道府県	公示内容		支給状況	
		適用区域	適用日	金 額	
東日本大震災	青森県	青森県	H23.3.11	1,350,625,000	
	岩手県	岩手県		0	
	宮城県	宮城県		500,000	
	福島県	福島県		500,000	
	茨城県	茨城県		1,349,625,000	
	栃木県	栃木県		0	
	千葉県	千葉県		0	
	埼玉県	(注1)		0	
	東京都	板橋区		0	
	新潟県	(注2)		0	
	長野県	栄村		0	
平成28年(2016年)熊本地震	熊本県	熊本県	H28.4.14	274,000,000	
	大分県	由布市	H28.4.16	274,000,000	
平成30年7月豪雨による災害	京都府	(注3)	H30.7.5	94,875,000	
	兵庫県	(注4)		0	
	岡山県	岡山県		84,125,000	
	広島県	広島県		6,875,000	
	徳島県	三好市		0	
	愛媛県	愛媛県		3,875,000	
	福岡県	(注5)		0	
	島根県	(注6)		0	
	山口県	(注7)		H30.7.6	0
	佐賀県	基山町		0	
	高知県	(注8)		H30.7.6・8	0
岐阜県	関市	H30.7.8	0		
令和元年台風第15号による災害	東京都	(注9)	R1.9.8	375,000	
	神奈川県	横浜市	R1.9.9	0	
令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害	茨城県	茨城県	R1.9.9	3,750,000	
令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害	千葉県	千葉県	R1.9.9	4,375,000	
令和元年台風第19号による災害	岩手県	(注10)	R1.10.12	65,875,000	
	宮城県	宮城県		0	
	福島県	福島県		19,375,000	
	栃木県	(注11)		41,500,000	
	群馬県	(注12)		1,000,000	
	埼玉県	埼玉県		0	
	東京都	(注13)		0	
	神奈川県	(注14)		0	
	新潟県	阿賀町		0	
	山梨県	上野原市		0	
	長野県	長野県		4,000,000	
静岡県	(注15)	0			
令和2年7月豪雨による災害	熊本県	熊本県	R2.7.4	300,625,000	
	鹿児島県	(注16)	262,937,500		
	福岡県	大牟田市	0		
	大分県	(注17)	R2.7.6	28,437,500	
	岐阜県	下呂市	R2.7.8	6,375,000	
島根県	江津市	R2.7.13	2,875,000		
令和3年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島県	R3.2.13	139,437,500	
令和3年7月1日からの大雨による災害	静岡県	熱海市	R3.7.3	43,000,000	

令和3年8月11日からの大雨による災害	佐賀県	(注18)	R3.8.11	29,000,000
	長崎県	(注19)		16,000,000
	広島県	安芸高田市	R3.8.12	2,000,000
	福岡県	(注20)		4,875,000
	長野県	木曾町	R3.8.14	1,000,000
	大分県	玖珠町		5,125,000
令和3年4月1日に発生した強風による災害	島根県	松江市	R3.4.1	0
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	宮城県	(注21)	R4.3.16	6,000,000
	福島県	福島県		1,144,125,000
令和4年8月3日からの大雨による災害	青森県	(注22)	R4.8.3 8.9	126,250,000
	山形県	(注23)	R4.8.3	1,017,875,000
	新潟県	(注24)		160,062,500
	石川県	小松市	R4.8.4	17,000,000
	福井県	南越前町	R4.8.5	7,000,000
令和4年台風第14号による災害	宮崎県	(注25)	R4.9.17	54,437,500
令和4年台風第15号による災害	静岡県	静岡市	R4.9.23	52,375,000
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	石川県	珠洲市	R5.5.5	29,250,000
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	茨城県	取手市	R5.6.2	46,625,000
	和歌山県	(注26)		196,750,000
令和5年梅雨前線による大雨災害	秋田県	(注27)	R5.7.14	47,875,000
	福岡県	(注28)	R5.7.8	7,500,000
	石川県	津幡町	R5.7.12	40,375,000
	山口県	美祢市	R5.6.30	589,937,500
	大分県	日田市	R5.7.8	484,125,000
令和5年台風第13号による災害	福島県	いわき市	R5.9.8	54,250,000
	千葉県	(注29)		30,000,000
	茨城県	(注30)		9,437,500
令和6年能登半島地震	石川県	石川県	R6.1.1	12,125,000
	富山県	富山県		126,500,000
	新潟県	新潟県		78,062,500
計				12,375,000
				36,062,500
				1,214,500,000
				1,078,500,000
				124,875,000
				11,125,000
				5,923,062,500

- 注 1：加須市・久喜市
2：十日町市・津南町
3：福知山市・綾部市
4：神戸市・宍粟市
5：北九州市・久留米市・飯塚市・嘉麻市
6：江津市・川本町
7：岩国市・光市
8：宿毛市・香南市・大月町
9：大島町・新島村
10：山田町・宮古市・釜石市・久慈市
11：宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市・那須烏山市・茂木町
12：富岡市・嬬恋村
13：あきる野市・日の出町・檜原村・大田区・八王子市・世田谷区
14：川崎市・相模原市
15：伊豆の国市・函南町・伊豆市
16：鹿屋市・垂水市
17：九重町・日田市・由布市・玖珠町
18：武雄市・嬉野市・神埼市・大町町
19：雲仙市・波佐見町
20：久留米市・田川市

- 21：山元町・角田市・白石市・蔵王町・亶理町・柴田町
- 22：外ヶ浜町・鱒ヶ沢町・深浦町
- 23：川西町・飯豊町
- 24：村上市・関川村
- 25：都城市・延岡市
- 26：海南市・紀美野町・九度山町
- 27：秋田市・能代市・五城目町
- 28：久留米市・東峰村・広川町
- 29：茂原市・長南町
- 30：高萩市・北茨城市

※返還含まず

都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う
団体の支援事業（公益目的事業2）

地方自治振興事業助成金の交付

令和5年度は、全国知事会からの申請を受け、全国知事会の諸活動のうち、常任委員会・特別委員会等の活動経費、行財政に関する調査研究経費、広報経費等を対象に、38,990千円の助成を行うことを決定した。

都道府県会館の管理運営事業
(公益目的事業3及び収益事業1)

1 事務所の提供（公益目的事業）

都道府県東京事務所及び都道府県行政に密接な関係がある団体に、都道府県会館内の事務室を貸与している。

令和5年度末において45都道府県の東京事務所（分室を含む。）並びに全国知事会等関係団体8団体が入居しており、令和5年度の管理料は468,259千円、賃料は76,904千円となった（入居団体は「都道府県会館 入居者一覧」のとおり）。

2 都道府県及び入居団体への会議室の提供（公益目的事業）

会館内にある貸会議室について、都道府県や入居団体に、周辺施設の相場よりも低廉な価格で優先的に貸出しを行っている。

令和5年度の貸出し件数は863件、会議室使用料は23,013千円となり、前年度との対比で約3,376千円の増収となった。

3 外部への会議室の提供（収益事業）

上記2のとおり、会館内にある貸会議室は都道府県や入居団体への貸出しを優先しているが、これらの団体の使用がない時間帯に、広く一般にも貸出しを行っている。

令和5年度の貸出し件数は476件、会議室使用料は25,931千円となり、前年度との対比で約672千円の増収となった。

4 民間業者への店舗貸付け（収益事業）

入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を目的として、郵便局や飲食店等の民間8業者へ店舗を貸付け、またコンビニエンスストア、自動販売機については営業委託を行っている。

令和5年度の貸付けによる賃料は27,851千円、営業委託による収益は2,954千円となった。

5 その他

会館の適切な管理・運営のため、設備等の更新・修繕を順次実施した。主な工事は以下のとおりである。

(1) 防災設備工事

- ・防犯設備（監視カメラ 65台、録画機器）更新

(2) 自動制御設備工事

- ・自動制御設備（空調コントローラー、温度センサー 各78セット）更新

(3) 情報通信設備工事

- ・館内インフォメーション設備（インフォメーションボード 3台）、管理サーバー）更新
- ・テレビ共聴設備（ヘッドエンド内各種増幅器、端子盤内増幅器、他）更新

- ・ 会議室 AV 設備

- 101 会議室（ワイヤレスマイク式、プロジェクター、他）更新

- 特別会議室（円卓用会議マイク式、ワイヤレスマイク式、他）更新

- 4階会議室（ワイヤレスマイク式、他）更新

- 知事会会議室 AV 設備（会議ユニット他）更新

- （4）空調設備ほか工事

- ・ ガス吸収式冷温水発生器（キャンドポンプ、熱交換器）交換、ファンモーター分解整備、炉筒・煙管探傷検査、他

- ・ 中水処理設備（脱臭装置ろ材、ろ過器ろ材、フロートスイッチ）交換

- ・ 水道メーター（79 台）更新

都道府県会館 入居者一覧

令和6年3月31日現在

階 数	入 居 団 体 等
15 階	新潟県東京事務所、宮崎県東京事務所 北海道東京事務所（分室）、岩手県東京事務所（分室） 東京都事務室、自治体衛星通信機構（東京局）、地域医療振興協会 都道府県センター事業部災害共済課
14 階	千葉県東京事務所、石川県東京事務所、岐阜県東京事務所 徳島県東京本部、長崎県東京事務所
13 階	山形県東京事務所、富山県首都圏本部、山梨県東京事務所 静岡県東京事務所、兵庫県東京事務所
12 階	宮城県東京事務所、福島県東京事務所、長野県東京事務所 和歌山県東京事務所、鹿児島県東京事務所
11 階	栃木県東京事務所、三重県東京事務所、島根県東京事務所 愛媛県東京事務所、佐賀県首都圏事務所
10 階	福井県東京事務所、鳥取県東京本部、岡山県東京事務所 熊本県東京事務所、沖縄県東京事務所
9 階	茨城県営業戦略部東京渉外部、神奈川県東京事務所 愛知県東京事務所、奈良県東京事務所、香川県東京事務所
8 階	群馬県東京事務所、埼玉県東京事務所、滋賀県東京本部 京都府東京事務所 都道府県センター事業部被災者生活再建支援基金課
7 階	青森県東京事務所、秋田県東京事務所、大阪府東京事務所 山口県東京事務所（分室）、都道府県記者クラブ
6 階	全国知事会、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部 自治体衛星通信機構
5 階	全国都道府県議会議長会、福岡県東京事務所（分室） 自治医科大学、地域社会振興財団、地域医療振興協会 全国高速道路建設協議会、都道府県センター管理部 都道府県センター事業部被災者生活再建支援基金課（審査業務） 貸会議室（501, 502 会議室）
4 階	貸会議室（401, 404～410 会議室）、大分県東京事務所
3 階	知事会会議室、特別会議室、スタジオ
2 階	郵便局
1 階	101 大会議室
地下 1階	赤坂歯科診療所、アヅマ理髪館、改造社書店 創造社（印刷・出版）、ファミリーマート（コンビニ） 蕎麦処こいけ（蕎麦）、上海大飯店（中華料理）、 New Spine クリニック東京（整形外科）、防災センター

※ 「分室」とあるのは、東京事務所分室を指し、職員が常駐していない場合があります。

**都道府県有財産の損害に対する相互救済事業
(公益目的事業4)**

I 建物共済事業

1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和5年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は483,717千円（対前年度比2.39%増）となり、災害共済金と災害見舞金を合わせた支払額は564,952千円（同88.12%増）となった。

また、共済基金分担金総額に対する災害共済金及び災害見舞金の合計額の割合を示す損害率は、前年度の63.56%から116.79%へ上昇した。

（資料参照）

そのうち、平成29年度より基率を大幅に引き上げた風力発電設備については、当年度6件支払い損害率は368.39%であった（R4年度損害率599.12%）。また、罹災報告を受けているものの未請求の案件が6件ある。

以上により、令和5年度の事業収支差額151,184千円を建物共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産から取り崩した。

（単位：千円）

加入物件	分担金収入 a	災害共済金		災害見舞金		合計	
		支払額 b	損害率 b/a	支払額 c	損害率 c/a	支払額 b+c	損害率 (b+c) /a
全体	483,717	497,623	102.87%	67,329	13.91%	564,952	116.79%
（うち風力発電）	17,615	64,892	368.39%	0	0.00%	64,892	368.39%

(1) 災害共済金

① 共済加入状況

令和5年度において、47都道府県等から受託した物件の共済責任額については、3,344,613,746千円（対前年度比2.99%増）となっており、これに係る共済基金分担金は、483,717千円（同2.39%増）となっている。

② 共済基金分担金平均基率

共済責任額千円に対する共済基金分担金の基率は平均0.14で、事業開始時（昭和27年）の5.06の2.76%相当となっている。

$$\frac{\text{共済基金分担金 } 483,717 \text{ 千円}}{\text{共済責任額 } 3,344,613,746 \text{ 千円}} \times 1,000 \text{ 円} \doteq 0.14 / \text{千円}$$

③ 災害共済金の状況

令和5年度の災害共済金については、支払件数719件（対前年度比71.5%増）で、災害共済金の支払額497,623千円（同129.59%増）となっている。支払額は、江津高野山風力発電所7号発電機（ナセル）（島根県）の50,800千円や福島県北浄化センター第2スクリーンポンプ棟プラント機械（し渣の31,947千円、同施設第2スクリーンポンプ棟プラント機械（揚水（福島県）の29,855千円が上位の高額支払いとなった。なお、福島県北浄化センター（罹災日R1.10.12）は全体で120物件269,757千円の支払となった。

④ 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおりであり、件数が最も多いのは学校の 263 件で全体数の 36.58%を占め、支払額が最も多いのはその他の 330,205 千円で全体の 66.36%を占めている。

(単位：円,%)

用途	年度	件数		災害共済金		給付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
学校	R5	263	36.58	46,761,434	9.40	177,800
	R4	203	48.45	37,173,211	17.15	183,119
	増減	60		9,588,223		
庁舎・事務所	R5	45	6.26	9,104,086	1.83	202,313
	R4	46	10.98	9,920,288	4.58	215,658
	増減	△ 1		△ 816,202		
警察	R5	38	5.29	4,481,863	0.90	117,944
	R4	60	14.32	4,750,301	2.19	79,172
	増減	△ 22		△ 268,438		
病院	R5	4	0.56	1,209,247	0.24	302,312
	R4	2	0.48	1,097,117	0.51	548,559
	増減	2		112,130		
公園	R5	8	1.11	8,194,196	1.65	1,024,275
	R4	2	0.48	992,782	0.46	496,391
	増減	6		7,201,414		
住宅	R5	88	12.24	18,178,298	3.65	206,572
	R4	34	8.11	3,599,593	1.66	105,870
	増減	54		14,578,705		
風力	R5	6	0.83	64,892,483	13.04	10,815,414
	R4	7	1.67	124,168,735	57.29	17,738,391
	増減	△ 1		△ 59,276,252		
太陽光	R5	12	1.67	14,596,263	2.93	1,216,355
	R4	2	0.48	2,733,991	1.26	1,366,996
	増減	10		11,862,272		
その他	R5	255	35.47	330,205,771	66.36	1,294,925
	R4	63	15.04	32,303,545	14.90	512,755
	増減	192		297,902,226		
合計	R5	719	100.00	497,623,641	100.00	692,105
	R4	419	100.00	216,739,563	100.00	517,278
	増減	300		280,884,078		

イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり、自然災害が最も多く 556 件で、全件数の 77.33%を占めており、支払額も 432,745 千円で全体の 86.96%となっている。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害共済金		給付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
火災	R5	6	0.83	11,559,563	2.32	1,926,594
	R4	2	0.48	190,560	0.09	95,280
	増減	4		11,369,003		
落雷	R5	107	14.88	37,464,949	7.53	350,140
	R4	24	5.73	7,214,504	3.33	300,604
	増減	83		30,250,445		
破裂・爆発	R5	0	0.00	0	0.00	0
	R4	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
自然災害	R5	556	77.33	432,745,686	86.96	778,320
	R4	377	89.98	207,680,303	95.82	550,876
	増減	179		225,065,383		
車輛飛込等	R5	17	2.36	2,835,968	0.57	166,822
	R4	5	1.19	1,314,405	0.61	262,881
	増減	12		1,521,563		
航空機	R5	0	0.00	0	0.00	0
	R4	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
暴力行為	R5	33	4.59	13,017,475	2.62	394,469
	R4	11	2.63	339,791	0.16	30,890
	増減	22		12,677,684		
合計	R5	719	100.00	497,623,641	100.00	692,105
	R4	419	100.00	216,739,563	100.00	517,278
	増減	300		280,884,078		

(2) 災害見舞金

災害見舞金は、熊本地震（H28.4.16）、その他の地震による被害の申請に対する交付であり、令和5年度は、142件（対前年度比28.64%減）、67,329千円（同19.42%減）を交付した。

平成28年度に処理を終えた平成23年3月11日に発生した東日本大震災による見舞金の申請は、特別に申請期限の延長を承認した福島県の立入制限

区域内の案件 11 件について、引き続き申請期限の延長を行っている。

① 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおり、件数が最も多いのは学校の 107 件で全体数の 75.35%を占め、支払額が最も多いのも学校で 50,728 千円として全体の 75.34%を占めている。

(単位：円,%)

用途	年度	件数		災害見舞金		交付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
学校	R5	107	75.35	50,728,282	75.34	474,096
	R4	168	84.42	21,600,124	25.85	128,572
	増減	△ 61		29,128,158		
庁舎	R5	6	4.23	830,250	1.23	138,375
	R4	8	4.02	41,677,004	49.87	5,209,626
	増減	△ 2		△ 40,846,754		
警察	R5	3	2.11	879,950	1.31	293,317
	R4	5	2.51	3,798,856	4.55	759,771
	増減	△ 2		△ 2,918,906		
病院	R5	0	0.00	0	0.00	0
	R4	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
公園	R5	0	0.00	0	0.00	0
	R4	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
住宅	R5	6	4.23	492,685	0.73	82,114
	R4	3	1.51	144,717	0.17	48,239
	増減	3		347,968		
風力	R5	0	0.00	0	0.00	0
	R4	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
太陽光	R5	0	0.00	0	0.00	0
	R4	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
その他	R5	20	14.08	14,398,284	21.38	719,914
	R4	15	7.54	16,344,228	19.56	1,089,615
	増減	5		△ 1,945,944		
合計	R5	142	100.00	67,329,451	100.00	474,151
	R4	199	100.00	83,564,929	100.00	419,924
	増減	△ 57		△ 16,235,478		

イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり地震と津波の2種類だが、令和5年度は地震のみで、件数は142件、災害見舞金支払額は67,329千円であった。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害見舞金		交付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
地震	R5	142	100.00	67,329,451	100.00	474,151
	R4	199	100.00	83,564,929	100.00	419,924
	増減	△57		△16,235,478		
津波	R5	0	0.00	0	0.00	0
	R4	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
合計	R5	142	100.00	67,329,451	100.00	474,151
	R4	199	100.00	83,564,929	100.00	419,924
	増減	△57		△16,235,478		

2 会議

(1) 令和5年度 都道府県センター建物共済業務担当課長・班長会議

日時 令和5年10月27日（金）

- 議事
- ・令和4年度建物共済事業の経営状況について
 - ・令和5年度建物共済加入物件罹災状況について
 - ・建物共済事業に係る留意事項について
 - ・建物共済システム新機能紹介について

(2) 建物共済事業運営協議会（書面開催）

日時 令和5年7月5日（水）

- 議事
- ・屋外風力発電設備の共済基金分担金基率について

日時 令和5年11月6日（月）

- 議事
- ・建物共済事業運営協議会委員長の選出について

3 規程の改正等

令和5年度においても、引き続き本事業における加入団体間の公平性確保に努めた。

また、加入事務効率化のため Excel による加入申込登録を可能とする機能の追加など共済システムの改修も実施した。

4 その他

平成 29 年度に実施した 2 回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（285 億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高 222 億円）への積立を継続することとしている。

II 機械損害共済事業

1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和5年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は、357,038千円（対前年度比0.32%減）、災害共済金支払額は690,502千円（同238.79%増）となっている。

また、令和5年度の事業収支差額361,935千円を機械損害共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産から取り崩した。

(1) 災害共済金

① 共済加入状況

令和5年度は24都道府県となっており、加入物件数（管理事務所を含む）は、340件となった。

共済責任額は、279,473,368千円（対前年度比3.46%減）で、これに係る共済基金分担金は357,038千円（同0.32%減）となっている。（資料参照）

② 災害共済金の状況

支払件数は8件で、災害共済金690,502千円（対前年度比238.79%増）を支払った。支払額は、愛媛県肱川発電所の590,257千円が高額支払いとなった。

なお、共済基金分担金に対する災害共済金の割合を示す損害率は、193.39%となっている。

(2) 災害見舞金

該当なし

2 会議

機械損害共済業務調査員会議

日時 令和5年11月22日（水）

議事

- ・災害共済金支払案件の罹災状況について（令和4年度支払分）
- ・令和4年度機械損害共済事業経営状況について
- ・令和6年度機械損害共済加入契約に係る新調達価額算定係数及び無事故割引率について

3 規程の改正等

平成28年4月1日に改正した「新調達価額の決定について」（理事長通知）に基づき、令和6年度の加入契約に適用する新調達価額算定係数の算出を行った。

4 その他

建物共済事業と同様、平成29年度に実施した2回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（115億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高106億円）への積立を継続している。

法人の運営

1 理事会・評議員会の開催

令和5年度における当法人の理事会及び評議員会の開催状況は以下のとおりである。議案はいずれも原案どおり可決され、報告は了承された。なお、令和6年3月31日現在の当法人の役員等は、資料のとおりである。

(1) 令和5年度第1回理事会（決議の省略）

日 時 令和5年5月8日

議 事 ・ 評議員会への付議事項について

(2) 令和5年度第1回評議員会（決議の省略）

日 時 令和5年5月23日

議 事 ・ 理事の選任について
・ 監事の選任について

(3) 令和5年度第2回理事会（開催）

日 時 令和5年6月14日 15:00～15:20

場 所 都道府県会館

議事・報告

- ・ 令和4年度事業報告及び決算について
- ・ 評議員会への付議事項について
- ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について
- ・ 令和4年度における利益相反取引について（理事長）
- ・ 令和4年度における利益相反取引について（常務理事）

(4) 令和5年度第2回評議員会（決議の省略）

日 時 令和5年6月27日

議 事 ・ 評議員の選任について
・ 理事の選任について
・ 監事の選任について

(5) 令和5年度第3回評議員会（報告の省略）

日 時 令和5年6月27日

報 告 ・ 令和4年度事業報告及び決算について

(6) 令和5年度第3回理事会（決議の省略）

日 時 令和5年7月5日

議 事 ・ 理事長の選定について
・ 常務理事の選定について

(7) 令和5年度第4回理事会（決議の省略）

日 時 令和5年9月1日

議 事 ・ 評議員会への付議事項について

(8) 令和5年度第4回評議員会（決議の省略）

日 時 令和5年9月15日
議 事 ・理事の選任について

(9) 令和5年度第5回理事会（決議の省略）

日 時 令和5年9月26日
議 事 ・理事長の選定について

(10) 令和5年度第6回理事会（開催）

日 時 令和6年1月29日 9:45～10:07

場 所 都道府県会館

議事・報告

- ・令和6年度事業計画及び予算について
- ・利益相反取引の承認について
- ・地方自治振興基金積立資産の取崩について
- ・公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則の一部改正について
- ・理事長及び常務理事の職務執行状況について

2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 体制整備に関する決定事項について

令和5年度の体制整備に関する理事会での決定事項は以下のとおり。

決議の日	項目	概要
R6.1.29	公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則（一部改正）	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部改正に伴い、在宅勤務等手当に関する規定を追加した。 ・令和6年4月1日施行。

(2) 体制の運用状況について

①規程等の整備については以下のとおり。

規程等	概要
電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の制定について	・令和6年1月1日から適用された電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）に対応するため制定した。 ・令和6年1月1日施行。

公益財団法人都道府県センター役員等名簿

令和6年3月31日

役職名	職	氏名
評議員	秋田県知事 茨城県知事 三重県知事 大阪府知事 広島県知事 徳島県知事 沖縄県知事	佐竹 敬久 大井川 和彦 一見 勝之 吉村 洋文 湯崎 英彦 後藤田 正純 玉城 デニー
理事長 理事 常務理事	宮城県知事 青森県東京事務所長 長野県東京事務所長 岐阜県東京事務所長 奈良県東京事務所長 岡山県東京事務所長 熊本県東京事務所長 全国知事会事務総長	村井 嘉浩 築田 潮 出川 広昭 片桐 伸一 永井 聡 玉置 明日夫 三牧 芳浩 中島 正信
監事	岩手県東京事務所長 大阪府東京事務所長 佐賀県首都圏事務所長	平井 省三 芳本 竜一 橋口 泰史
会計監査人	監査法人	清泉監査法人

(評議員7名、理事8名、監事3名)

令和5年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。したがって、令和5年度事業報告においては、附属明細書は作成しない。

令和6年6月
公益財団法人都道府県センター